

公益社団法人砥粒加工学会技術賞規程

平成22年 2月12日 理事会制定

1. 総則

- 1-1 本会に砥粒加工学会技術賞を設ける（以下技術賞という）。
- 1-2 技術賞は砥粒加工学の領域で創造的業績をあげた研究者・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して贈賞する。
- 1-3 候補者とその業績は公募されるものとする。
- 1-4 贈賞の対象となる業績の分野は、
 - 1) 砥粒加工関連機器の開発。
 - 2) 砥粒加工技術に関する研究または開発。
 - 3) その他。
- 1-5 受賞の資格は
 - 1) 前項の業績をあげた研究者および技術者。
 - 2) 最近の業績で、すでに公表されているか、あるいは近く公表される業績。
- 1-6 他に公的褒賞を受けていない業績を優先する。
- 1-7 贈賞は原則として毎年1件以内とする。

2. 審査委員会

- 2-1 審査委員長は理事会の議決により会長が指名する。特別の事情がない場合は、公的機関以外から選出された部会長がこれにあたる。
- 2-2 委員は審査委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2-3 審査委員長は委員会を主宰し、7月までの理事会に審査結果を報告する。

3. 審査基準

以下の4項目とする。

- 1) 独創性
- 2) 工業的寄与と波及効果
- 3) 工学的寄与と波及効果
- 4) 努力度

4. 表彰

- 4-1 贈賞は毎年砥粒加工学会学術講演会の会期中に行うことを原則とする。
- 4-2 表彰は賞状および記念盾とし、受賞者全員に贈る。

付 則

本規程は平成22年2月12日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日から施行する。